（矯正監査室並びに情報通信企画官及び矯正調査官）

第九条　総務課に、矯正監査室並びに情報通信企画官一人及び矯正調査官三人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2　［略］

3　［略］

4　情報通信企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　矯正の情報システムの整備及び管理に係るものの企画及び調整に関すること。

二　矯正通信（法務省設置法第四条第十二号から第十二号の三までに規定する事務の円滑な遂行を図るために開設する無線局による無線通信その他の通信をいう。）に関する事務のうち技術的事項に係るものの企画及び調整に関すること。

5　［略］

（企画官）

第十一条　［略］

2　［略］

（恩赦管理官及び精神保健観察企画官）

第十三条　総務課に、恩赦管理官及び精神保健観察企画官それぞれ一人を置く。

［2・3　略］

［項を削る。］

（保護調査官）

第十四条　更生保護振興課に、保護調査官一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2　［略］

（更生支援室及び矯正監査室並びに矯正調査官）

第九条　総務課に、更生支援室及び矯正監査室並びに矯正調査官三人を置く。

2　更生支援室は、矯正局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち被収容者の更生の支援に関する事務をつかさどる。

3　更生支援室に、室長を置く。

4　［同上］

5　［同上］

［項を加える。］

6　［同上］

［見出しを加える。］

第十一条　［同上］

2　［同上］

（恩赦管理官、精神保健観察企画官及び更生保護企画官）

第十三条　総務課に、恩赦管理官、精神保健観察企画官及び更生保護企画官それぞれ一人を置く。

［2・3　同上］

4　更生保護企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整に関する事務をつかさどる。

（地域連携・社会復帰支援室及び保護調査官）

第十四条　更生保護振興課に、地域連携・社会復帰支援室及び保護調査官一人を置く。

2　地域連携・社会復帰支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）の規定による地方公共団体と連携した再犯の防止等に関する施策の推進に係るものの企画及び調整に関すること。

二　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係るものの企画及び調整に関すること。

3　地域連携・社会復帰支援室に、室長を置く。

4　［同上］

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○法務省令第十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十四条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子